令和5年西東京市教育委員会第3回定例会会議録

1 日 時 令和 5 年 3 月 12 日 (日) 開会 午後 2 時00分 閉会 午後 2 時27分

2 場 所 田無庁舎5階会議室

3 付議事件 別紙議事日程のとおり

俊 二 出席委員 教 木 村 育 長 教育長職務代理者 米 森 修一 委 員 後藤 彰 委 員 山 田 章 雄 委 服 部 雅 子 員 委 今 井 ゆみ 員 5 出席職員 教 育 部 長 松本 貞 雄 教育部特命担当部長 清 水 達美 教 育 企 画 課 長 掛谷 崇 教育部主幹(教育企画課) 勇 名古屋 学 務 課 長 近藤 直 教 育 指 導 課 長 山縣 弘 典 三田 統 括 指 導 主 事 大 樹 田中 教 育 支 援 課 長 彰 社 会 教 育 課 長 吉田 泰一 公 民 館 長 福所 良幸 長 図 書 館 徳山 好 永

教育企画課長補佐兼企画調整係長

佐々木

通

7 傍 聴 人 0人

事務局

6

令和5年西東京市教育委員会第3回定例会議事日程

日 時 令和5年3月12日(日)午後2時から

場 所 田無庁舎5階会議室

- 第 1 会議録署名委員の指名
- 第 2 議案第8号 西東京市教育委員会個人情報保護法等施行規則
- 第 3 議案第9号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則
- 第 4 議 案 第 10号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程 の一部改正について
- 第 5 議案第11号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について
- 第 6 そ の 他

西東京市教育委員会会議録

令和5年第3回定例会 (3月12日)

午 後 2 時 00 分 開 会

議事の経過

○木村教育長 ただいまから令和5年西東京市教育委員会第3回定例会を開会いたします。 これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は米森委員にお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○木村教育長 それでは、本日は米森委員にお願いいたします。
- ○木村教育長 日程第2 議案第8号 西東京市教育委員会個人情報保護法等施行規則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○掛谷教育企画課長 議案第8号 西東京市教育委員会個人情報保護法等施行規則、について 説明申し上げます。

本議案は、個人情報の保護に関する法律及び西東京市個人情報保護法施行条例の施行に伴い、必要な事項を規則で定めるものでございます。

規則で定める主な内容といたしましては、第2条において、教育委員会が保有する個人情報の取扱いに係る手続等は、西東京市個人情報保護法等施行規則第2条から第24条まで及び様式第1号から様式第27号までの規定を準用するものでございます。第3条では、この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定めるものとしております。

この規則は、令和5年4月1日から施行するとしておりますが、附則において、この規則の施行日前におきましても、個人情報の取り扱いに係る手続等の事務の実施に必要な準備行為を行うことができることとしております。また、西東京市教育委員会が保管等する個人情報の保護に関する規則及び西東京市教育委員会が保管等する特定個人情報の保護に関する規則については廃止することとしております。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。——質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第8号 西東京市教育委員会個人情報保護法等施行規則、を採決いたします。 原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第3 議案第9号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規 則、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○徳山図書館長 私からは、議案第9号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する 規則、につきまして説明申し上げます。

本議案は、中央図書館の開館時間を現行午前10時からを午前9時からに変更するため、規 則の一部を次のように改正するものでございます。 主な改正の内容でございますが、表中の第3条の開館時間を御覧ください。こちらは西東京市中央図書館からひばりが丘図書館までは同一の開館時間としておりましたが、改正案では、西東京市中央図書館のみ、火曜から金曜日までが午前9時から午後8時まで及び土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律につきましては午前9時から午後6時まで変更するものでございます。

なお、施行日は、令和5年4月1日としております。

よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。以上となります。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。――討論を終結します。

これより議案第9号 西東京市図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第4 議案第10号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- ○掛谷教育企画課長 議案第10号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する 規程の一部改正について、説明申し上げます。

本議案は、職員の定年年齢の引き上げに伴い現行の再任用制度が廃止され、新たに定年前再任用短時間制度が導入されたこと及び中央図書館における開館時間の変更に伴い、図書館に勤務する職員の勤務時間に変更が生じることにより、規程の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、ステープラーどめの三つ目の資料、新旧対照表を御覧ください。

主な改正の内容でございます。第1条中、「平成13年西東京市条例第23号」の次に「。以下「勤務時間条例」という。」を加えてございます。また、第2条第1項中、「再任用短時間勤務職員」を「勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第2項中、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるものでございます。

また、別表、「図書館に勤務する職員」の項中に「早出勤務」に関する規定を追加してございます。

この訓令は、令和5年4月1日から施行いたします。

私からの説明は以上でございます。

○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。――質疑を終結します。

これより討論に入ります。——討論を終結します。

これより議案第10号 西東京市教育委員会職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程の一部改正について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

- ○木村教育長 日程第5 議案第11号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
- 〇三田統括指導主事 私からは、議案第11号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任 命について、の提案理由を説明申し上げます。

本議案は、西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、各学校長より御推薦いただきました委員の任命を行うものでございます。令和5年度は、現在の7校を含め合計16校に学校運営協議会を設置する予定でございます。小学校は田無小学校、保谷小学校、保谷第二小学校、谷戸小学校、東伏見小学校、碧山小学校、芝久保小学校、谷戸第二小学校、上向台小学校、住吉小学校、けやき小学校の11校です。中学校は田無第二中学校、ひばりが丘中学校、田無第三中学校、柳沢中学校、明保中学校の5校になります。

恐れ入りますが、資料を1枚おめくりください。資料の2枚目からが各学校の学校運営協議会委員の名簿になっております。

なお、西東京市学校運営協議会規則におきまして、委員は10名以内で学校長の推薦により 任命することとしてございます。委員の氏名及び区分につきましては、資料記載のとおりで ございます。

任期は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

私からの説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

- ○木村教育長 説明が終わりました。質疑を受けます。
- ○米森教育長職務代理者 委員の中で行政機関の職員という方が入っておられるので、積極的 にやられる意味かなと思うんですけれども、多分西東京市の方もいらっしゃるとは思うんで すけれども、これはその職員が入っている学校と入っていない学校とあるので、そこら辺の 違いがありそうな気もしますけれども、そこら辺は何かあるのかなと思いましてちょっと質 問です。
- ○三田統括指導主事 行政機関の職員の方は、市の職員の方が入っていらっしゃることが多いように思いますが、その方自身もこの学校の地域の方であったりとか、あとは例えば子ども家庭支援センターの所長さん、センター長であったりとかは住吉小学校が近いところにございますのでそういった方々が入っていたりとか、けやき小であれば多摩六都科学館の事務局の方であったりとか、そういった学校の近隣にある施設、またはそこに在住の市の職員の方ということが中心になっております。

以上でございます。

- ○木村教育長 よろしいですか。
- ○米森教育長職務代理者 積極的に市の方も入ってきていただいていると。保護者という立場 というか、学校関係者ということで入っているということですね、わかりました。
- ○三田統括指導主事 そうですね。おやじの会とか育成会とか、そういった方で。
- ○米森教育長職務代理者 なるほど、わかりました。ありがとうございます。

- ○服部委員 そういう意味では、児童館職員などが関わることはあるのでしょうか。
- ○三田統括指導主事 児童館の館長さんも名を連ねている学校はございます。
- ○服部委員 ありがとうございます。
- ○木村教育長 ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

人事に関する案件ですので、討論を省略いたします。

これより議案第11号 西東京市立小・中学校学校運営協議会委員の任命について、を採決いたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者举手]

全員賛成。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

- ○木村教育長 日程第6 その他を議題といたします。教育委員会全般についての質疑をお受けいたします。
- ○今井委員 コミュニティ・スクールのことなんですが、まだ全校で始まっているわけではないので、ちょっと先走った質問になっちゃうかもしれないんですけれども、コミュニティ・スクールは自分も保護者の立場で言うのも変なんですが、保護者の方にあんまり知られていないような気がしていて、今どんなふうにコミュニティ・スクールをお知らせしていますか。
- ○三田統括指導主事 次年度を含めてこれからコミュニティ・スクールを、学校運営協議会を 設置する学校については、積極的に学校長を通じてしっかりと保護者のほうに周知していく ようにお願いしているところでございます。

また、教育委員会としましては、今年度管理職、それから地域コーディネーターの方向けに研修会を開催させていただいておりまして、それは今年度の学校運営協議会設置校のみならず、令和5年度から入るという方も含めて広く御理解いただけるよう進めていっているところでございます。

ただ、もう一方の西東京ふるさと探究学習というのを新たに令和5年度から各学校、全ての学校でコミュニティ・スクール関係なく実施していく中で、それはまさにコミュニティ・スクールの強みを生かしながら地域の方の御協力をいただいて展開していくものでございますので、そうした教育課程内の取組が、広く子どもの学びとしてしっかりと具体化されたような形で伝わっていくことが、一番保護者とか市民の方によりよく広がっていくことだと思っておりますし、学校運営協議会の委員についても、積極的にもしかするとそれに続いて参加していただけるようなことにつながるのではないかと考えております。

以上でございます。

- ○今井委員 今ある学校運営連絡協議会とかも知らない方がすごく多くて、私自身もPTAの会長をやってからこういうのもあるんだとわかったぐらい、ちょっとなかなか知られていないのがもったいないなというふうにすごく思っていて、いろいろなところで緩やかにつながるというのは私もとっても大切なことだなというふうに思っているので、どうしたらもっと皆さんが情報をキャッチしてくれるようになるかなというふうにちょっと私も思ったので、質問させていただきました。ありがとうございます。
- ○木村教育長 是非これについては、これから積極的にやっていかなきゃいけないと思ってい

ます。学校だよりなんかできちっと書いている校長先生もいるんですけれども、ちょっとその辺が学校によって温度差があって、一番保護者が見るのが学校だよりだと思うので、学校によってまだ認識が深まっていないということもあるので、是非これは進めていきたいなと思っています。

○服部委員 今のコミュニティ・スクールのことに関して、何カ月か前に栄小学校の長尾校長 先生がすごく上手に書いているなと思ったことがあって、要するに、学校は教師だけが教え る場ではなく、地域の方の教育力を取り込んでという、とてもやわらかにソフトにわかりや すく書いていらして、これはいいなと思ったことがありました。

もう一つは、社会教育委員をしているときに、結局こういうことに将来なっていくということをやっぱり議論する中でどうしても場所の問題がありまして、地域の人が学校にいつもいられる場所というのが理想ではあるんですが、そういうことを、今はどの学校も意外と教室不足で、子どもは減っているはずなんですけれどもそれ以外のことで教室を使われることが多いですよね。なので、そういうことをどうやって解決していくかということで、近くに公民館とか児童館とかそういうことがあったら、学校の敷地内にプレハブが建っていたりしちゃいけないらしいですので、そういうのは何か具体的に工夫していらっしゃるところはもしあったら教えてください。

- ○三田統括指導主事 ありがとうございます。部屋につきましては、子どもたちが下校すると多くの部屋が学校にはたくさんございまして、そういった空き教室をうまく活用している学校がほとんどです。一方、校長がリーダーシップをとってコミュニティ・スクールを進めていくことになりますので、校長室に委員の方をお呼びしながらそこでの会ということを積極的にやっている学校もございます。むしろ先進校の取組を学ばせていただきますと、校長室でまさに会を行う、つながりが深いように進めていくことが、よりよい教育活動につながるというふうにおっしゃっておりましたので、その辺についても校長先生方にお伝えしていこうかなというふうに思っております。
- ○服部委員 たしか保谷第二小学校に学校訪問させていただいたときに出た話題かと思うんですけれども、地域の方が学校と親しくなられるのはいいけれども、職員室にぱっと入っちゃうというのは、私はどうも何か違和感がありまして、秘密いっぱいの場所みたいな。先生の机の上に何があるかわからないですし、だからそういうことは地域とやりとりする中で、その一線というか、守っていただいたほうが一般の保護者も納得できるかなと思いますし、PTAをやっていたりいろいろやっていく中でそういうことが認識できている方はいいけれども、自分の子どもの孫みたいなところで久しぶりにそういうものに行くと、仲よくなっちゃったら入っていっちゃうみたいなことがあるといけないなと思うので、研修とかなさるとは思うんですけれども、そこはちょっと言いにくいかもしれないんですけれども、最初にそういうルールがあるといいなと思います。
- ○木村教育長 御意見ということでよろしいですか。何かありますか。
- ○三田統括指導主事 学校運営協議会の協議会規則の中で、委員としての振る舞いといった項目がございまして、その辺についても、今年度は先進校の地域コーディネーターの方をお招きして本市の地域コーディネーターの方向けの研修をさせていただいたんですね。そういう

意味では、学校運営に際して著しく支障を及ぼす行為はしないんだということ、そこにそういった職員室の関わり方であるとか、子どもの個人情報であるとか、人権といった問題であるとか、つまり学校が子どもたちをどう育てていこうかというところに協力的に関わっていくことであって、これまで自分の経験を押しつけるようなことがあってはならないんだということを御説明いただきました。それについては皆さん共有して、それはそのとおりだということで御納得いただいておりますので、やみくもに職員室に入るということはないかと思っております。

ただ、地域コーディネーターさんの方に関しては、職員室に机等を用意する学校がありまして、その辺は職員と密接に関係すると聞いておりますし、そういうことが必要だと考えております。

以上でございます。

- ○服部委員 ありがとうございます。
- ○木村教育長 では、ほかの件でも結構です。
- ○山田委員 この間の埼玉でしたか、学校へ乱入して大変なことになったという。あれを受けて、何か西東京市として学校に連絡等をしたかどうかということが一つと、もう1点はコロナが5類に落ちるということになると、それからマスクもこういう状況になってくると、学校の行事等もまたもとに戻っていくんだろうなとは思うんですけれども、先生方の働き方改革等々を踏まえて、せっかく軽くできた学校行事等をまたもとの重さに戻すのではなくて、そういう先生方の働き方改革につながるような形でコロナ後を考えていただければいいなと思っているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。
- ○山縣教育指導課長 埼玉の案件だけではなく、今年に入ってから不審者が学校に入っているいろなよろしくないことがあったということを受けて、その都度私のほうで、朝、あった日とかその翌日に大体校長にメールを出していまして、不審者対応マニュアルの再度の確認とか訓練を行うよう依頼をして、各学校再度訓練をした等々ホームページにも出ておりますので、もしお時間がありましたら見ていただければと思います。都度、不審者だけじゃなくて服務事故とか、さまざまないろいろな案件とか、あと子どもにかかわる事案とか、そういったことについては都度、通知とかではなくてメール文で注意喚起を図ってまいったところでございます。

次に、学校行事のあり方なんですけれども、これから新たなステージに入っていくという中で、さまざまなこれからの新たな工夫が各学校から提案されるものと認識しています。ただ、そういった意味では今までやってきたことがやっぱり印象に強くて、保護者の方々、地域の方々が期待しているというのも現実あります。そういった中で、いかに学校が子どもたちにどういった力を身につけさせるのかとか、地域の方々とどうコラボレーションしていくのかということを、しっかり年度初めなりあるいは年度途中でも説明していくことがとても大切だなと思っているところです。比較的少しシンプルにしたがために学校の意図がちゃんと保護者や地域に通じず、ちょっとうまくいかないようなケースというのも中にはあろうかと思ますので、きちっとやっぱり校長が、自分の言葉で目的と成果とかそういったものをしっかり説明していくことが、これからもっともっと大切になってくるかと思っております。

働き方改革につきましては、子どもに向き合う時間をちゃんと確保して、教職員が心身と もに健康であるということがとても大切でございますので、これからもそういった視点でも しっかり教育委員会のかじ取りをしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- ○木村教育長 ちょっといいですか、もしわかれば。教育課程届、来年度の相談ですか、今受け付けてやっていますよね。
- ○三田統括指導主事 はい。
- ○木村教育長 あの中で来年度、今、山田委員の御意見のような復活するというか、傾向とか、 あるいはそれほど大きく今年と変わらない、その辺が何かわかればちょっと傾向を教えても らいたいのですが。
- ○三田統括指導主事 どの学校も教育課程、来年の教育活動をどういうふうに展開していくのかという計画を立てている段階で、その受付がちょうど今終わったところなんですね。どの学校もコロナがだんだんこれから収まっていく中ではありますけれども、数年後にコロナ前に戻るというような行事の展開をする学校はございません。むしろそれを通して、より子どもたちの資質・能力、どういう子どもを育てるんだということを明確にしながら、それに合った学校行事の見直しを図っています。教員の働き方改革ということよりも、子どもたちにとっても負担がやっぱり大きかったのではないかという見直しのもと、学習指導要領に示されている内容をしっかりと子どもたちに指導していくということに立ち返って、新たにカリキュラムを創造しているところです。

例えば、前は一日、朝から夕方までやっていた運動会、暑い中やっていた運動会が、学年によって開催期を変えているといった中学校とか小学校の事例もあります。そういう意味では、運動会という名前ではなくて何とかフェスティバルとか、ちょっと名前もユニークに、子どもたちにも理解しやすい、イメージしやすいようなものということで展開している学校もございますし、それに対しての保護者の反応というものについても、朝からずっとお弁当を持ちながら暑い中いるということよりも、決められた時間、短時間でしっかりと子どもたちが頑張っている様子を見られるといったことについては、大変好意的な回答もいただいておりますので、そういう意味では、保護者の御意見とか子どもたちの実態とかそういったものを踏まえながら、学校が独善的にならないように総合的に判断をして、緩い時代に合った行事等を創造していると認識しているところでございます。

以上でございます。

- ○山田委員 ありがとうございます。
- ○木村教育長 それについては来年また学校訪問しながら我々も見ていきたいなと思っております。

ほかに質疑はございませんか。——質疑を終結します。

以上でその他を終わります。

以上をもちまして令和5年西東京市教育委員会第3回定例会を閉会とします。どうもあり がとうございました。

午後2時27分閉会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会教育長

署 名 委 員